

令和 7 年度 9 月補正予算 債務負担行為に係る施工箇所等

【追加】

(単位：千円)

番号	事 項	期 間	限度額	費用支出年度区分		事業費計 ①+②	施工箇所	理 由
				R 7 年度 ①	R 8 年度 以降 ②			
543	補助道路整備事業 (彦根八日市甲西線)	令和8年度	30,000	16,000	30,000	46,000	愛荘町安孫子	安孫子工区は、通学生の安全を確保するため、歩道の整備を行うものである。 このたび、工事の実施について関係機関との協議が整い、早期の着手が可能となった。適正工期を確保するためには、年度をまたいだ工期設定が必要であることから、債務負担行為により実施したい。
544	単独道路改築事業 (多賀永源寺線)	令和8年度	30,000	10,000	30,000	40,000	東近江市政所町他	政所他工区は、幅員狭小かつ線形不良の区間があり、円滑な交通を確保するために、道路の拡幅整備を行うものである。 このたび、工事の実施について関係機関との協議が整い、早期の着手が可能となった。適正工期を確保するためには、年度をまたいだ工期設定が必要であることから、債務負担行為により実施したい。
545	単独道路改築事業 (北船木勝野線)	令和8年度	30,000	12,000	30,000	42,000	高島市安曇川町南船木	南船木工区は、線形不良の区間があり、円滑な交通を確保するために、道路の線形改良を行うものである。 このたび、工事の実施について関係機関との協議が整い、早期の着手が可能となった。適正工期を確保するためには、年度をまたいだ工期設定が必要であることから、債務負担行為により実施したい。
546	単独道路改築事業 (麻生古屋梅ノ木線)	令和8年度	10,000	33,900	10,000	43,900	高島市朽木地子原他	朽木工区は、中山間地域において唯一の道路となっているが、幅員狭小かつ線形不良の区間があり、一般車両の離合が困難であることから、道路整備を行うものである。 このたび、測量設計の実施について関係機関との協議が整い、早期の着手が可能となった。適正工期を確保するためには、年度をまたいだ工期設定が必要であることから、債務負担行為により実施したい。
547	単独河川改良事業 (矢倉川)	令和8年度	20,000	10,000	20,000	30,000	彦根市鳥居本町	天井川である当河川では、その対策として河道の切下げおよび河川の拡幅を実施している。 このたび、詳細設計の実施について関係機関との協議が整い、早期の着手が可能となった。適正工期を確保するためには、年度をまたいだ工期設定が必要となることから、債務負担行為により実施したい。

番号	事 項	期 間	限度額	費用支出年度区分		事業費計 ①+②	施工箇所	理 由
				R 7 年度 ①	R 8 年度 以降 ②			
548	受託河川事業 (法竜川)	令和8年度	80,000	80,000	80,000	160,000	守山市笠原町他	当河川では、河川の改修に伴い、取水堰の改築が必要となる。 このたび、工事の実施について関係機関との協議が整い、早期の着手が可能となった。適正工期を確保するためには、年度をまたいだ工期設定が必要となることから、債務負担行為により実施したい。
549	受託河川事業 (高時川)	令和8年度	20,000	20,000	20,000	40,000	長浜市木之本町大見	当河川では、河川の拡幅に伴い、市道橋の架け替えが必要となる。 このたび、橋梁詳細設計の実施について関係機関との協議が整い、早期の着手が可能となった。適正工期を確保するためには、年度をまたいだ工期設定が必要となることから、債務負担行為により実施したい。
550	補助急傾斜地崩壊対策事業 (大谷地区)	令和8年度	10,000	5,000	10,000	15,000	大津市大谷町	急傾斜地崩壊対策工事は、がけ崩れから人家を保全する工事である。土砂災害は予測することが困難であるため、一日でも早く工事を完了させる必要がある。 このたび、工事の実施について関係機関との協議が整い、早期の着手が可能となった。適正工期を確保するためには、年度をまたいだ工期設定が必要となることから、債務負担行為により実施したい。
551	単独都市計画街路事業 (原松原線)	令和8年度	20,000	14,000	20,000	34,000	彦根市原町～古沢町	原・古沢工区は、渋滞緩和を目的としたトンネルによるバイパス整備および防災時の物流確保のための電線共同溝整備を行うものである。 このたび、測量設計の実施について関係機関との協議が整い、早期の着手が可能となった。適正工期を確保するためには、年度をまたいだ工期設定が必要であることから、債務負担行為により実施したい。
	計		250,000	200,900	250,000	450,900		

令和7年度9月補正予算 債務負担行為に係る施工箇所等

【変更】

(単位：千円)

番号	事 項		期 間	限度額	費用支出年度区分		事業費計 ①+②	施工箇所	理 由
					R7年度 ①	R8年度 以降 ②			
104	補助道路整備事業 (国道307号)	補正前	令和8年度から 令和9年度まで	720,000	367,000	720,000	1,087,000	甲良町金屋	金屋工区は、「防災道の駅」として災害時の広域防災拠点に必要な防災施設整備を行うものである。 このたび、工事の実施について関係機関との協議が整い、早期の着手が可能となった。適正工期を確保するためには、年度をまたいだ工期設定が必要であることから、債務負担行為により実施したい。(追加)
		補正後	令和8年度から 令和9年度まで	800,000	404,748	800,000	1,204,748	ほか5箇所	
108	補助道路整備事業 (国道477号)	補正前	令和8年度	645,000	862,000	645,000	1,507,000	竜王町西横関	西横関工区は、主要渋滞箇所かつ歩道の未整備区間があり、渋滞解消および通学生の安全を確保するため、右折レーンおよび歩道の整備を行うものである。 このたび、工事の実施について関係機関との協議が整い、早期の着手が可能となった。適正工期を確保するためには、年度をまたいだ工期設定が必要であることから、債務負担行為により実施したい。(追加)
		補正後	令和8年度	695,000	892,000	695,000	1,587,000	ほか6箇所	
120	補助道路整備事業 (土山蒲生近江八幡線)	補正前	令和8年度	120,000	243,000	120,000	363,000	日野町鎌掛	鎌掛工区は、山間部で幅員狭小となっているため、道路の改良整備を行うものである。 用地買収後に引き続き工事に着手する必要があるため、年度をまたいだ工期設定が必要となることから、債務負担行為により実施したい。(当初) このたび、工事の実施について関係機関との協議が整い、早期の着手が可能となった。適正工期を確保するためには、年度をまたいだ工期設定が必要であることから、債務負担行為の限度額を増額したい。(変更)
		補正後	令和8年度	160,000	243,000	160,000	403,000	ほか2箇所	
132	補助道路整備事業 (木部野洲線)	補正前	令和8年度	30,000	30,000	30,000	60,000	野洲市久野部	久野部工区は、国道8号から大津能登川長浜線、旧中主町を結ぶ重要な路線であるが幅員狭小かつ線形不良であり、大型車の離合も困難な状況である。また、小学校にも接続しており、通学路としての早期の安全対策を求められている。このため、現道拡幅を行い、交通の円滑化と安全対策を行うものである。 人家が連坦している地域を現道拡幅するものであることから、用地買収後に引き続き工事に着手する必要があるため、年度をまたいだ工期設定が必要となることから、債務負担行為により実施したい。(当初) このたび、工事の実施について関係機関との協議が整い、早期の着手が可能となった。適正工期を確保するためには、年度をまたいだ工期設定が必要であることから、債務負担行為の限度額を増額したい。(変更)
		補正後	令和8年度	100,000	30,000	100,000	130,000		
165	補助道路修繕事業 (国道303号)	補正前	令和8年度	325,000	280,000	325,000	605,000	長浜市木之本町川合	新川合橋工区は、橋梁の耐震化を行うものである。 このたび、出水による河道内のみお筋の変化に伴い、追加の対策が必要となった。適正工期を確保するためには、年度をまたいだ工期設定が必要となることから、債務負担行為により実施したい。(追加)
		補正後	令和8年度	355,000	339,000	355,000	694,000	ほか4箇所	

番号	事 項		期 間	限度額	費用支出年度区分		事業費計 ①+②	施工箇所	理 由
					R7年度 ①	R8年度 以降 ②			
179	補助道路修繕事業 (大津守山近江八幡線)	補正前	令和8年度	510,000	235,000	510,000	745,000	近江八幡市金剛寺町	金田跨線橋工区は、橋梁の修繕を行うものである。 線路を跨ぐ、もしくは近接する工事であり、施工時間に制約を受けることから、適正工期を確保するためには、年度をまたいだ工期設定が必要となる。(当初) このたび、点検の結果、新たな部材の損傷が発見され、早急な修繕が必要となった。適正工期を確保するためには、年度をまたいだ工期設定が必要となることから、債務負担行為の限度額を増額したい。(変更)
		補正後	令和8年度から 令和9年度まで	660,000	235,000	660,000	895,000	ほか2箇所	
186	補助道路修繕事業 (南郷桐生草津線)	補正前	令和8年度	100,000	150,000	100,000	250,000	草津市馬場町	桐生口橋工区は、橋梁の修繕を行うものである。 河川区域内の工事を予定しており、施工が非出水期に制限されるため、年度をまたいだ工期設定が必要となることから、債務負担行為により実施したい。(当初) このたび、点検の結果、新たな部材の損傷が発見され、早急な修繕が必要となった。適正工期を確保するためには、年度をまたいだ工期設定が必要となることから、債務負担行為の限度額を増額したい。(変更)
		補正後	令和8年度	200,000	150,000	200,000	350,000		
228	単独道路改築事業 (国道307号)	補正前	令和8年度	30,000	40,000	30,000	70,000	甲良町金屋	金屋工区は、「防災道の駅」として災害時の広域防災拠点に必要な防災施設整備を行うものである。 このたび、工事の実施について関係機関との協議が整い、早期の着手が可能となった。適正工期を確保するためには、年度をまたいだ工期設定が必要であることから、債務負担行為により実施したい。(追加)
		補正後	令和8年度	60,000	45,000	60,000	105,000	ほか1箇所	
234	単独道路改築事業 (小浜朽木高島線)	補正前	令和8年度	28,000	25,000	28,000	53,000	高島市安曇川町常磐木	庄堺・三重生工区は、幅員狭小かつ線形不良な区間があり、円滑な交通を確保するために、拡幅整備するものである。 このたび、測量設計の実施について関係機関との協議が整い、早期の着手が可能となった。適正工期を確保するためには、年度をまたいだ工期設定が必要であることから、債務負担行為により実施したい。(追加)
		補正後	令和8年度	48,000	50,100	48,000	98,100	ほか3箇所	
235	単独道路改築事業 (大津守山近江八幡線)	補正前	令和8年度	40,000	35,000	40,000	75,000	大津市大萱六丁目～大萱三丁目	大萱工区は、通学路点検および学区要望により、歩行者の安全確保のため、交差点溜まりの拡幅を行う。 このたび、工事の実施について関係機関との協議が整い、早期の着手が可能となった。適正工期を確保するためには、年度をまたいだ工期設定が必要であることから、債務負担行為により実施したい。(追加)
		補正後	令和8年度	50,000	40,000	50,000	90,000	ほか2箇所	
246	単独道路改築事業 (佐生五個荘線)	補正前	令和8年度	10,000	10,000	10,000	20,000	東近江市五個荘川並町～五個荘石塚町	川並・石塚工区は、幅員狭小かつ歩道未整備区間があるため、改良整備を行うものである。 事業効果の早期発現や業務の平準化を推進するため、年度をまたいだ工期設定が必要となることから、債務負担行為により実施したい。(当初) このたび、測量設計の実施について関係機関との協議が整い、早期の着手が可能となった。適正工期を確保するためには、年度をまたいだ工期設定が必要であることから、債務負担行為の限度額を増額したい。(変更)
		補正後	令和8年度	20,000	10,000	20,000	30,000		

番号	事 項		期 間	限度額	費用支出年度区分		事業費計 ①+②	施工箇所	理 由
					R7年度 ①	R8年度 以降 ②			
252	単独道路改築事業 (中里山上日野線)	補正前	令和8年度	10,000	10,000	10,000	20,000	東近江市愛東外町 ～永源寺高野町	外・高野工区は、幅員狭小かつ線形不良な区間があり、円滑な交通を確保するために、バイパスを整備するものである。 事業効果の早期発現や業務の平準化を推進するため、年度をまたいだ工期設定が必要となることから、債務負担行為により実施したい。(当初) このたび、測量設計の実施について関係機関との協議が整い、早期の着手が可能となった。適正工期を確保するためには、年度をまたいだ工期設定が必要であることから、債務負担行為の限度額を増額したい。(変更)
		補正後	令和8年度	15,000	10,000	15,000	25,000		
255	単独道路改築事業 (西明寺安部居線)	補正前	令和8年度	15,000	12,800	15,000	27,800	日野町安部居	安部居工区は、幅員狭小かつ線形不良な区間があり、円滑な交通を確保するために、バイパスを整備するものである。 事業効果の早期発現や業務の平準化を推進するため、年度をまたいだ工期設定が必要となることから、債務負担行為により実施したい。(当初) このたび、測量設計の実施について関係機関との協議が整い、早期の着手が可能となった。適正工期を確保するためには、年度をまたいだ工期設定が必要であることから、債務負担行為の限度額を増額したい。(変更)
		補正後	令和8年度	25,000	12,800	25,000	37,800		
266	補助広域河川改修事業 (葉山川)	補正前	令和8年度	30,000	15,000	30,000	45,000	栗東市上鈎他	当河川では河道の切下げおよび河積の拡大を計画している。 護岸詳細設計を進めるに当たり、支障となる既設用水路の移設計画検討を水路管理者と調整しながら進める必要があり、適正工期を確保するためには、年度をまたいだ工期設定が必要となることから、債務負担行為により実施したい。(当初) また、工事において非出水期に施工する必要があるが、施工区間において、地中より擁壁が確認され追加の撤去作業が必要となったため、債務負担行為の限度額を増額したい。(変更)
		補正後	令和8年度	60,000	15,000	60,000	75,000		
311	単独河川改良事業 (金勝川)	補正前	令和8年度	70,000	65,000	70,000	135,000	栗東市下戸山他	天井川である当河川では、堤防強化対策を実施している。 施工が非出水期に制限され、適正工期を確保するためには、年度をまたいだ工期設定が必要となることから、債務負担行為により実施したい。(当初) このたび、新たに堤防強化が必要な箇所が発見されたため、早急な対策が必要となったことから、債務負担行為の限度額を増額したい。(変更)
		補正後	令和8年度	90,000	75,000	90,000	165,000		
340	単独河川改良事業 (高時川)	補正前	令和8年度	120,000	180,400	120,000	300,400	長浜市湖北高田町、余呉町中河内他	当河川では、堤防強化や堤防嵩上げ工事を実施している。 施工が非出水期に制限され、適正工期を確保するためには、年度をまたいだ工期設定が必要となることから、債務負担行為により実施したい。(当初) このたび、関係機関との協議が整い、隣接区間も含めて施工することが可能となったことから、債務負担行為の限度額を増額したい。(変更)
		補正後	令和8年度	180,000	157,400	180,000	337,400		
432	補助急傾斜地崩壊対策事業 (寺師地区)	補正前	令和8年度	108,000	20,000	108,000	128,000	長浜市寺師町	本工事は、狭小な現場条件での崩壊土砂防止柵を実施する工事であり、適正工期を確保するためには、年度をまたいだ工期設定が必要となることから、債務負担行為により実施したい。(当初) このたび、工事の実施について地元との協議が整い、早期の着手が可能となったことから、債務負担行為の限度額を増額したい。(変更)
		補正後	令和8年度から 令和9年度まで	200,000	78,079	200,000	278,079		

番号	事 項		期 間	限度額	費用支出年度区分		事業費計 ①+②	施工箇所	理 由
					R7年度 ①	R8年度 以降 ②			
433	補助急傾斜地崩壊対策事業 (梅ヶ原地区)	補正前	令和8年度から 令和9年度まで	70,000	20,000	70,000	90,000	米原市梅ヶ原	本工事は、狭小な現場条件での崩壊土砂防止柵を実施する工事であり、適正工期を確保するためには、年度をまたいだ工期設定が必要となることから、債務負担行為により実施したい。(当初)このたび、工事の実施について地元関係者との協議が整い、早期の着手が可能となったことから、債務負担行為の限度額を増額したい。(変更)
		補正後	令和8年度から 令和9年度まで	110,000	1,000	110,000	111,000		
531	補助道路修繕事業 (彦根米原線)	補正前	令和8年度	200,000	10,000	200,000	210,000	米原市米原	米原跨線橋工区は、橋梁の修繕を行うものである。 線路を跨ぐ、もしくは近接する工事であり、施工時間に制約を受けることから、適正工期を確保するためには、年度をまたいだ工期設定が必要となる。 国内示状況に応じて、令和7年度からの施工が可能となったことから、さらなる事業推進を図るため、債務負担行為により実施したい。(6月補正) このたび、点検の結果、新たな部材の損傷が発見され、早急な修繕が必要となった。適正工期を確保するためには、年度をまたいだ工期設定が必要となることから、債務負担行為の限度額を増額したい。(変更)
		補正後	令和8年度から 令和10年度まで	500,000	10,000	500,000	510,000		
計		補正前		3,181,000	2,610,200	3,181,000	5,791,200		
		補正後		4,328,000	2,798,127	4,328,000	7,126,127		